

会員各位

一般社団法人 日本消火装置工業会
第二部会長 吉川 昭光

泡消火薬剤および泡消火薬剤水溶液の交換に関する情報提供について

泡消火設備における泡消火薬剤（以下 薬剤）については、異なる型式の薬剤を混合して使用することは原則としてできません。既存設備で使用している薬剤が製造中止で入手できなくなった場合は、点検や火災等により放出した際に以降補充ができなくなるため、薬剤を全量交換する必要があります。※¹

薬剤を全量交換する際は、配管内に充填された泡消火薬剤水溶液（以下 水溶液）についても、原則として全量交換することが望ましいですが、次のアからウの条件を満たしている場合にあっては、薬剤交換のみで水溶液の交換は行わなくても支障がないものと考えます。なお、水溶液交換要否の判断については、各消防本部と協議の上で対応していただくようお願い申し上げます。

ア 既存の薬剤が製造中止により入手できないこと。

イ 既存の水溶液と交換後の水溶液が混合された場合に沈澱物等が発生しないこと。

（フォームヘッド等の目詰まりが起きないようにするため）

ウ 既存のフォームヘッド等が、交換前および交換後のいずれの薬剤と組み合わせても所要の性能を有することが確認されていること。（性能評定を取得していること）

ただし、P F O S 含有薬剤を使用した設備において、P F O S 非含薬剤に交換する場合にあっては、配管内の水溶液についても交換が必要※²になりますので注意願います。

以上の内容を表 1 の通りまとめましたので、参考にしていただきたいと存じます。

※ 1 薬剤は検定対象物品であり、混合することによって技術上の規格に適合した検定品ではなくなるため、混合使用することはできません。

ただし、P F O S 含有薬剤やライトウォーターについては、業界で広く使用されているものであり、製造中止によって新しい薬剤に入れ替えることにより、各防火対象物の関係者に大きな経費負担を強いるとともに、多量の廃棄物を生じる恐れがあることから例外的に認められています。（消防予第 398 号（平成 13 年 11 月 16 日）、消防予第 258 号（平成 16 年 12 月 24 日）、消防予第 416 号（平成 22 年 9 月 15 日）参照）

※ 2 配管内の水溶液にも P F O S が含有されているため交換が必要です。

表 1. 薬剤の混合使用および交換時の範囲

既存の薬剤	薬剤の混合使用	薬剤交換時の交換範囲	
		薬剤	水溶液
P F O S 含有薬剤 ライトウォーター	可※	交換必須	交換必須
上記以外	不可	交換必須	交換推奨

※混合して差し支えない薬剤とフォームヘッド等の組み合わせは限定されます。詳細は、「P F O S 含有泡消火薬剤を使用した泡消火設備に関する取り扱いについて 一般社団法人 日本消火装置工業会」を確認してください。

以上